

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20260501	原町タクシー株式会社 (法人番号 6080101001578) 代表 者堰澤邦公	静岡県沼津市原398番地 の1	本社営業所	静岡県沼津市原字堀金 398-1	輸送施設の使用停止 (81日車)及び文書警告	道路運送法第15条第1 項	令和8年1月16日、監査方針に基づいて、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)配置車両数違反(道路運送法施行規則第15条第1項第5号)、(3)事業計画事後届出違反(道路運送法施行規則第15条の2第1項第2号)、(4)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(5)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(6)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(8)業務の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(9)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(10)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(11)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(13)点検整備記録簿等の未記載(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(14)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)、(15)休憩、仮眠等の変更届出義務違反	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
2	20260501	鷹岡タクシー株式会社 (法人番号 7080101008977) 代表 者大草忠政	静岡県富士市鷹岡本町8 番18-1号	本社営業所	静岡県富士市鷹岡本町 100-17	輸送施設の使用停止 (105日車)及び文書警告	道路運送法第16条第1 項	令和8年1月8日、監査方針に基づいて、監査 を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計 画に定める業務の確保違反(道路運送法第16 条第1項)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運 送事業運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24 条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項 不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第 5項)、(5)業務の記録記録事項不備(旅客自動 車運送事業運輸規則第25条第3項)、(6)乗務員 等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事 業運輸規則第37条第1項)、(7)特定の運転者に 対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運 輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対す る運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第2項)、(9)運転者証の返納等 義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16 条第1項)	11	11
3	20260508	柳木交通株式会社(法 人番号 8180001021177) 代表 者梅村渉	愛知県名古屋市中区要町 4丁目10番地1号	本社営業所	愛知県名古屋市中区要町 4丁目10番地1号	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	道路運送法第13条	令和8年1月28日、監査方針に基づいて、監査 を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引 受義務違反(道路運送法第13条)	3	3
4	20260513	野呂自動車有限公司 (法人番号 5190002009446) 代表 者田畑学	三重県伊勢市小俣町相合 479番地	本社営業所	三重県伊勢市小俣町相合 479番地	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第24条第5項	令和8年1月23日、監査方針に基づいて、監査 を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の 記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸 規則第24条第5項)、(2)特定の運転者に対す る指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規 則第38条第2項)、(3)特定の運転者に対す る運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第2項)	1	1
5	20260513	豊鉄タクシー株式会社 (法人番号 3180301007038) 代表 者鈴木英司	愛知県豊橋市下地町字北 村92番地1号	豊橋営業所	愛知県豊橋市下地町字北 村92番地1号	輸送施設の使用停止 (20日車)	道路運送法第9条の3 第1項	令和8年1月16日、監査方針に基づいて、監査 を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃料 金変更認可違反(道路運送法第9条の3第1項)	2	2
6	20260513	名鉄知多タクシー株式 会社(法人番号 7180001092095) 代表 者南伸幸	愛知県半田市南末広町 124番地12	常滑営業所	愛知県常滑市坂井字うづ 大坂20番地1号、22番地2 号、敷下27番地3号	輸送施設の使用停止 (20日車)	道路運送法第9条の3 第1項	令和8年1月16日、監査方針に基づいて、監査 を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃料 金変更認可違反(道路運送法第9条の3第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20260513	袋井交通株式会社（法人番号 2080401017303）代表者竹原健貴	静岡県袋井市新屋2丁目1-2	本社営業所	静岡県袋井市新屋2丁目1-2	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告並びに文書勧告	道路運送法第23条第3項	令和8年1月30日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(3)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)、(8)法人の役員等の変更届出義務違反	3	3
8 20260513	株式会社須走タクシー（法人番号 4080101011488）代表者鈴木和子	静岡県富士宮市大宮町16番12号	本社営業所	静岡県富士宮市大宮町16-12	輸送施設の使用停止（50日車）及び文書警告	道路運送法第23条第3項	令和8年1月28日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(6)事故の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	5	5
9 20260522	毓第一交通株式会社（法人番号 9180001051727）代表者山崎啓樹	愛知県名古屋市中区中切町一丁目63番地	本社営業所	愛知県名古屋市中区中切町1丁目63	輸送施設の使用停止（30日車）	道路運送法第13条	令和7年12月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	16	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。